

皇太夫人正一位高野朝臣新笠贈正一位乙繼朝臣女延曆八年十二月薨諡曰天高下  
〔日本紀略淳和〕弘仁十四年五月甲寅朔詔云々皇妣桓武云々降年不永早從昇天朕在幼稚已違  
慈願追上徽號爲皇太后

〔三代實錄光孝四十五〕元慶八年二月廿二日甲寅天皇卽位於大極殿詔曰中辭別宣久凡人子乃欲蒙

福事波於夜乃多米止奈聞召須故是以朕先妣藤原氏爾仁明皇太后尊號平追贈奉下略

〔大鏡裏書〕贈皇太后胤子御事宇多天皇女御醍醐天皇母儀勸修寺贈太政大臣高藤女母贈正二位宮道朝臣列子

宮内大輔彌益女仁和四年九月廿二日爲更衣同日聽禁色寬平五年正月廿二日爲女御從四同八  
年六月卅日卒同九年七月十九日贈皇太后宮

〔日本紀略三條〕寬弘八年六月十三日乙卯一條院天皇逃位於新皇中略十二月廿七日丙寅詔

追尊皇妣女御從四位上藤原朝臣超子贈皇太后置國忌山陵

〔十三代要略後朱龜〕寬德二年正月十六日癸酉皇太子冷泉受禪○中 四月八日新帝卽位於大極

殿一年廿 八月十一日追尊皇母嬉子爲皇太后

〔十三代要略白河〕延久五年五月六日天皇先妣藤原氏子茂贈皇太后

〔續世繼花園の匂ひ〕此御門條○二の御母は大納言經實の御むすめその御母春宮大夫公實の御む

すめなりその大納言の中の君は花ぞの右のおどりの北のかたなれば姉の姫君を子にして

院白河のい宮とておはしましにたてまつられたりしなりこの帝うみおき奉りてうせ給

にき後の位おくられ給ひて贈皇太后宮懿子と申すなるべし御おやの按察大納言經もおほ

きおとやおほきひとつのくらのおくられ給へるとなんうけ給はるさることもやあらんども

まらでうせ給にしかどもやんごとなきくらゐるべられ給へり御末のかざり成べしはかなく

て消させ給にし露の御いのちも后贈られ給へば生てなり給へるもむかしがたりになりぬれ